

令和3年度阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト地域協議会

阿寒地域部会・摩周地域部会

(合同開催)

議 事 次 第

日時：令和3年11月4日（木）13:30～16:00

場所：川湯観光ホテル ラピュタ

1. 開会

2. 議題

- (1) 国立公園に関する施策について
- (2) 阿寒摩周国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム2025の進捗状況について（2021年度の取り組み）
 - ・環境省
 - ・国土交通省北海道運輸局
 - ・美幌観光物産協会
 - ・摩周湖観光協会
 - ・弟子屈町
 - ・足寄町
- (3) 阿寒摩周国立公園管理計画（川湯地域）の一部改定について
- (4) 阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト地域協議会の令和3年度スケジュールについて
- (5) その他

3. 閉会

－ 配付資料一覧 －

- 資料 1－1 令和 4 年度国立公園満喫プロジェクト等推進事業
- 資料 1－2 自然公園法の一部を改正する法律の概要
- 資料 1－3 国立公園における脱炭素化の取組について
- 資料 2－1 阿寒摩周国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム2025の進捗状況
- 資料 2－2 非動力 A T モデルルート設定事業について（北海道運輸局）
- 資料 2－3 屈斜路カルデラ外輪山トレイルの取り組みについて（美幌観光物産協会）
- 資料 2－4 川湯温泉「森と灯と癒しを巡る旅」推進事業（摩周湖観光協会）
- 資料 2－5 弟子屈町関係分 Step Up の主な進捗状況（弟子屈町）
- 資料 2－6 オンネトー野営場新休憩舎について（足寄町）
- 資料 3 阿寒摩周国立公園管理計画（川湯地域）の一部改訂について
- 資料 4 阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト地域協議会令和 3 年度開催状況および今後の予定
- 参考資料 1 令和 2 年度 阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト地域協議会 議事概要

国立公園満喫プロジェクト等推進事業



【令和4年度要求額 12,378百万円+事項要求(10,988百万円)】

世界水準の「ナショナルパーク」を実現し、国立公園の保護と利用の好循環により、地域活性化を図ります。

1. 事業目的

- 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現。
- 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す。

2. 事業内容

国立公園訪日外国人利用者数は2019年に約667万人まで増加。しかし、**新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の観光客が大幅に減少**し、国立公園の観光地では大きな打撃が生じた。これを踏まえ、改正自然公園法を活用しつつ自治体・民間団体等との連携を促進し、**国内利用客の早期回復、ゼロカーボンパーク推進を含む持続可能な観光地の形成、インバウンドの受入環境向上と段階的回復**に向けた取組を図る。

- ・**基盤的な利用施設の整備**：登山道の再整備、ビジターセンターの充実、キャンプ場リニューアル等
- ・**公園施設の長寿命化対策**：木道やトイレの改修等による長寿命化
- ・**脱炭素型の公園づくりの推進**：計画等の検討、持続可能なツーリズム推進
- ・**国内向けの誘客の強化**：ワーケーション等の新しい利用提供、認知度向上のためのプロモーション等
- ・**受入環境・体制の充実**：広域周遊、自治体・民間団体等との連携促進、コンテンツ充実、人材育成、利用者負担の仕組みづくり等
- ・**山小屋の施設改修支援**：環境配慮型トイレ導入

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／交付金／補助金
- 請負先・交付対象 民間事業者・団体／都道府県・市町村
- 実施期間 平成28年度～

4. 事業イメージ



- ・ビジターセンターや展望台、歩道等の利用施設を整備・リニューアルし、美しい景観や自然を満喫できる基盤を充実



- ・国内向け誘客の強化、ワーケーションの推進、コンテンツの充実、プロモーションの実施等を通じ、国立公園の国内外の利用者を復活



- ・持続可能なツーリズム推進のための取組計画検討、複数公園や周辺観光地含む広域周遊促進、公共施設の官民連携推進、利用者負担の仕組みづくりを進める

国・都道府県が保護管理を担う国立公園・国定公園において、**地方自治体や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組み**を新たに設け、保護のみならず**利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」**(自然を保護しつつ活用することで地域の資源としての価値を向上)を実現するものです。

■ 背景

- 地域の過疎化が進む一方、コロナ禍で自然や健康への関心が高まる中で、**我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園・国定公園**(以下「国立公園等」という。)は、国内外の多くの人々をひきつける観光地などとして、**地域社会にとって重要な資源**となっている。
- その自然の価値を活かし、地域活性化に資する**滞在型の自然観光**を推進するためには、**魅力的な自然体験アクティビティの提供や旅館街等の上質な街並みづくり、認知度の向上が必要**であるが、それが十分にできていない。

■ 主な改正内容

1. 地域主体の自然体験アクティビティ促進の法定化・手続の簡素化

- 公園計画において、従来の利用施設のハード整備に加え、新たに自然体験アクティビティの促進を位置づけ、市町村やガイド事業者等から成る協議会を設け、**自然体験活動促進計画**を作成。環境大臣・都道府県知事の認定を受けた場合には、計画に記載された**事業の実施に必要な許可を不要とする**。
- これにより、計画に基づく**魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化等**の関係者が一体となった取組を促し、**旅行者の多様なニーズに応え、長期滞在につながる国立公園等の楽しみ方を提供**。

2. 地域主体の利用拠点整備の法定化・手続の簡素化

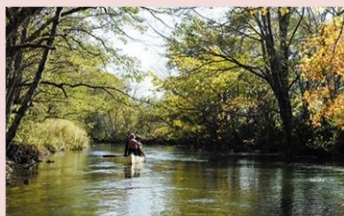
- 公園利用の拠点となる旅館街等の街並みを整備するため、市町村や旅館事業者等から成る協議会を設け、**利用拠点整備改善計画**を作成。環境大臣・都道府県知事の認定を受けた場合には、計画に記載された**事業の実施に必要な許認可を不要等とする**。
- これにより、計画に基づく**廃屋の撤去、機能充実、景観デザインの統一**など、関係者が一体となった**自然と調和した街並みづくり**を促し、**国立公園等における魅力的な滞在環境を整備**。

3. 国立公園等の保全管理の充実

- 国立公園等の国内外へのプロモーションの促進、クマ・サルなど野生動物の餌付け規制による人身被害等の予防、公園事業の譲渡による公園事業者の地位の承継に関する規定の整備、公園管理団体の業務の見直しによる指定の促進、特別地域等における行為規制の違反に係る罰則の引上げ等の措置を講じる。
<改正法の施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

自然体験活動促進計画のイメージ

望ましい自然体験アクティビティの提供・開発促進、利用者の受入れ体制整備、上質な自然体験の場の確保、適正利用のためのルールの策定等



自然を満喫できる楽しみ方の提供



利用設備設置等の手続簡素化

利用拠点整備改善計画のイメージ

集団施設地区など利用拠点の面的な再生・上質化のため廃屋の撤去やその場所への新たな投資、利用者目線の機能充実、景観デザインの統一、電線の地中化等



自然と調和した滞在環境の整備



施設の再整備の手続簡素化

国立公園等の魅力の向上と地域の活性化の実現

自然公園法の一部を改正する法律

国立公園等において、「保護と利用の好循環」を実現し、地域の活性化にも寄与。



地域の魅力を活かした自然体験活動を
促進する自然体験活動促進計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると許可不要などの特例を受けられる
仕組みにより、地域主体の自然体験アクティビティを促進

- 市町村やガイド事業者等から成る協議会が自然体験活動促進計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する許可を不要とする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化などが進められ、長期滞在につながる国立公園の楽しみ方の充実が図られます。



魅力的な滞在環境を整備する
利用拠点整備改善計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると認可手続などの特例を受けられる
仕組みにより、地域主体の利用拠点の改善を促進

- 市町村や旅館事業者等から成る協議会が利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する認可を受けたこととする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、廃屋撤去や拠点の機能の充実、景観デザインの統一など、自然と調和した街並みづくりが促進され、魅力的な滞在環境の整備が進みます。



公園の保護と適正利用のために
餌付けへの規制や違反行為への罰則を強化

クマの餌付けへの規制や違法伐採などの違反行為への罰則強化により
国立公園等の保護と適正な利用を確保

- 野生動物への餌付けなどの行為に対する規制や、国立公園等における違法伐採などの禁止行為の違反に対する罰則の引上げを行います。
- これにより、野生動物による人的・物的被害の発生の防止や、禁止行為への厳しい対処が可能となり、多くの方々が楽しめる豊かな自然環境の確保が一層図られます。



国立公園における脱炭素化の取組について

～持続可能な観光地づくりに向けて～

令和 3 年 1 1 月 4 日

環境省自然環境局国立公園課

課長補佐 甲斐文祥

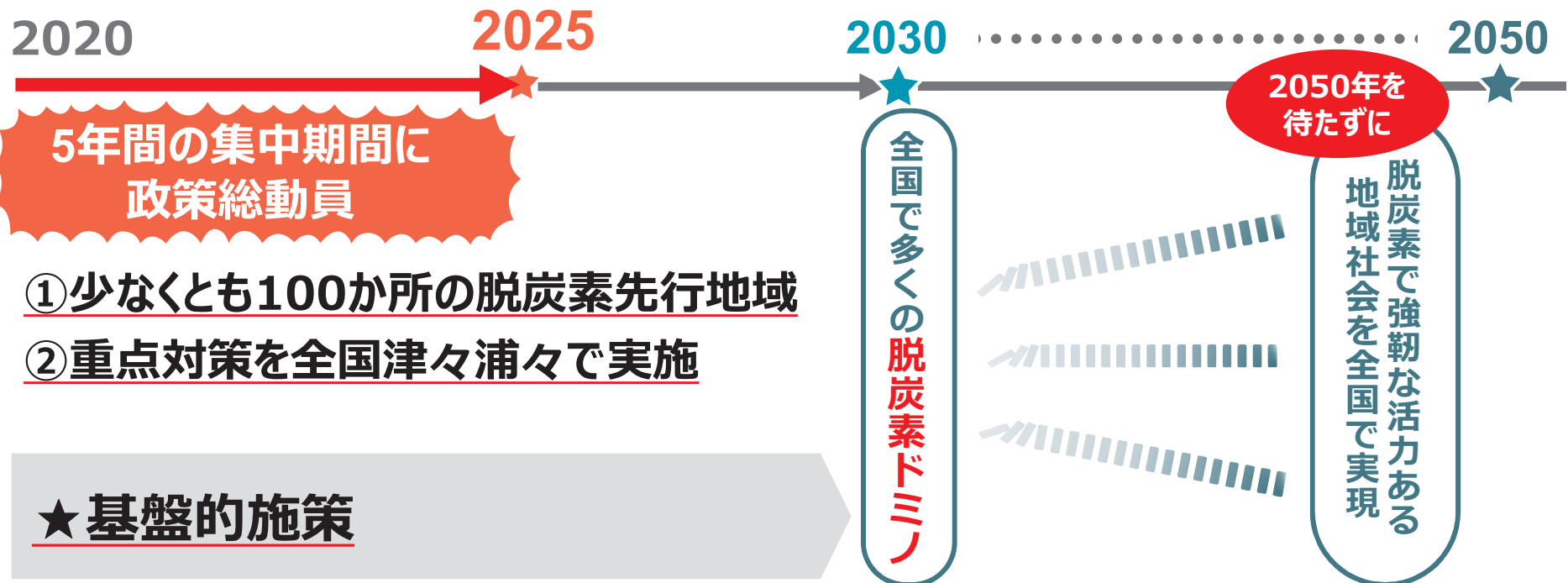


政府全体の脱炭素化に関する動き

- 令和3年6月9日の「国・地方脱炭素実現会議」において、「地域脱炭素ロードマップ」を決定。
- 同ロードマップでは、今後の5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援し、「2030年度までに少なくとも100か所の『脱炭素先行地域』をつくる」ことなどが掲げられた。
 - 政府が改定した地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に反映
- 観光エリア・国立公園（ゼロカーボンパーク）は、「脱炭素先行地域の範囲の類型」の一つとして、例示。
 - ※ゼロカーボンパーク=脱炭素先行地域とは限らない点は注意

2. 地域脱炭素ロードマップ^o 対策・施策の全体像

- **今後の5年間**に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ② 全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する



改定後の地球温暖化対策計画

- 温室効果ガスの削減目標
 - ・「2050年カーボンニュートラル」宣言
 - ・2030年度46%削減目標（対2013年度）、更に50%の高みに向け挑戦
- 国立公園における脱炭素化の取組（抜粋）

自然環境の保全に配慮しつつ、宿泊・利用施設への自家消費型再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入、温泉を活用した熱供給や発電事業、モビリティの脱炭素化等、需要側の脱炭素化を図るサステナブルな観光地づくりを推進し、地域の魅力とレジリエンスを高めることによって自然保護と利用の好循環を創出する。



国立公園における脱炭素化

- 我が国の国立公園：地域制を採用
 - 国立公園内で、様々な形で生活や事業活動の営み
 - 二酸化炭素の排出削減等には、地域、特に民間の取組が不可欠

- 国立公園の特徴
 - ・ 環境省が関係者と協働しながら管理
 - ・ 自然環境、自然資源に恵まれている観光地である 等
 - 利用者の印象に残る取組、アピールを行いやすい

利用者の共感も得られる形での国立公園の脱炭素化

- ・ 「保護と利用の好循環」を新たなステップに
- ・ コロナ後の国内外の観光客の受け入れに向けた取組にも



ゼロカーボンパークとは？

- 令和3年3月から取組開始
- 国立公園の脱炭素化を目指すとともに、脱プラスチックも含めてサステナブルな観光地づくりを実現していくエリア

実現手段の例：電気自動車等の活用、国立公園に立地する利用施設における再生可能エネルギーの活用、地産地消等



国立公園をカーボンニュートラルのショーケースとし、訪れる国内外の人たち脱炭素型の持続可能なライフスタイルを体験して頂く場作りを目指す



ゼロカーボンパーク登録の状況

- 令和3年3月の開始以降、全国で3件（令和3年10月末時点）
- 登録地域・地方自治体

	登録年月日	地方自治体	国立公園	登録エリア
第1号	2021.3.23	松本市	中部山岳国立公園	乗鞍高原
第2号	2021.6.25	志摩市	伊勢志摩国立公園	志摩市
第3号	2021.9.24	那須塩原市	日光国立公園	塩原温泉・板室温泉地区



松本市・乗鞍高原の取組（全国第1号登録）

※令和3年10月時点

1. 中部山岳国立公園と乗鞍高原

- ✓ 北アルプス一帯を占める我が国を代表する山岳公園。乗鞍高原は、公園南部の乗鞍岳東麓（標高1,200～1,800m）に広がる。
- ✓ 令和3年3月22日に、地域関係者協働により地域づくりビジョンである「のりくら高原ミライズ」*を策定。ゼロカーボンの推進が重要取組事項として定められた。

*併せてのりくら高原ミライズ構想協議会を設置し、取組事項について進捗管理



2. ゼロカーボンパークに向けた地域の取組

① 地域の脱炭素に向けた議論

- 令和3年6月29日に地元関係者一同が集い、学識者を招いた「のりくら高原ゼロカーボンフォーラム」を開催。今後定期的なワークショップ等開催予定（次回は11月9日予定）。
- 脱炭素・脱プラ実現チーム*が主体となり、再生可能エネルギーの需要調査及び地域エネルギー消費量等の把握のためのアンケートを秋冬月頃から実施予定。
- 今年度中に地域の脱炭素ロードマップを策定予定。

*のりくら高原ミライズ構想協議会地域づくり分科会内に設置したチーム





松本市・乗鞍高原の取組（全国第1号登録）

※令和3年10月時点

2. ゼロカーボンパークに向けた地域の取組

② サステナブルツーリズムの試行的取組

- のりくら観光協会が主体となり、脱炭素・脱プラの要素をツアーコンテンツに盛り込んだ「サステナブルキャンプ」を実施。20～30代のモニターから乗鞍高原のサステナブル化に向けたフィードバック及び意見交換会を実施。
- 令和3年10月23日に、学生を対象としたサステナブルツアーを実施予定。移動はEVバスを利用するなど、究極のサステナブルの実現を目指す。



③ 脱炭素の取組の実践

- 脱炭素二次交通システムの構築を見越したE-bikeサービス等の導入。
- アウトドア企業とコラボしたマイボトルの活用推進など。



3. 環境省における対応

現地の中部山岳国立公園管理事務所がコーディネーターとして、

- のりくら高原ミライズ構想協議会の協働事務局として、地元及び市との脱炭素の取組に関する連絡調整。
- 民間企業と乗鞍高原の脱炭素についての連携した取組の実施など。



志摩市の取組（全国第2号登録）

※令和3年10月時点

1. 志摩市と伊勢志摩国立公園

- ✓ 志摩市は、伊勢志摩国立公園のリアス海岸に代表される海沿いのエリアに立地。市のほぼ全域が国立公園内。
- ✓ 暮らしと共にある国立公園。
- ✓ 三重県で初めてゼロカーボンシティを表明（R2.2）。



2. ゼロカーボンパークに向けた志摩市の取組

① レンタサイクルによるサイクリング・ツアーの充実

- ・ 専用サイトを設置・運用、サイクリングコース・ツアーを提案
- ・ 地域の玄関口である駅前にレンタル場所を設定
- ・ 利用台数 746（R1）→1500（R7まで）
- ・ 来年度よりE-バイク等の新型モビリティの導入を決定





志摩市の取組（全国第2号登録）

※令和3年10月時点

2. ゼロカーボンパークに向けた志摩市の取組

②CO2吸収源となる沿岸域の藻場・干潟の再生

- ・ 国立公園核心部4ヶ所で干潟の再生事業を実施（H22～）
- ・ 市民と協働したアマモ場再生、モニタリングに取組中
- ・ ビジターセンターでの環境教育（自然観察会）



③プラごみ削減のためのウォーターサーバーの設置



- ・ マイボトル等で利用できる給水機の設置を推進（7カ所(R3.10)→一般開放施設全てに(R12まで)）
- ・ 浄水器レンタル事業者と協定を締結、SNS等で市民に広報

④海洋ごみのアップサイクル

- ・ アパレルメーカーと連携し、市内で回収した海洋ごみを環境価値の高い製品に変換する循環型の取組を推進（R2～）
- ・ 東京・大阪の店舗にて、市内回収した海洋ごみを一部活用したTシャツを販売中(R3.10～)



3. 環境省における対応

- ✓ 現地の地方環境事務所の伴走支援、ビジターセンターでのRE100導入等により市の脱炭素化の取組を後押し



塩原温泉・板室温泉地区（那須塩原市） のゼロカーボンパーク登録（全国第3号）

※令和3年10月時点

1. 塩原温泉・板室温泉地区と日光国立公園

- ✓ 栃木県那須塩原市は、日光国立公園の那須甲子・塩原地域内に位置し、中でも塩原温泉・板室温泉地区は、美しい渓谷や良質な温泉を求めて多くの利用者が訪れる地域。
- ✓ 全国で12番目にゼロカーボンシティを表明（R1.12）。
- ✓ 観光庁の令和3年度「日本版持続可能な観光ガイドライン」のモデル地区に選定



2. ゼロカーボンパークに向けた那須塩原市の取組

① 温泉排熱の利用・温泉供給設備の高効率化等

- ・ 板室温泉では、環境省事業によるワークショップの開催を通じ、地域関係者を主体とした温泉排熱の利用を検討
- ・ 塩原・板室温泉において、温泉供給設備のCO₂削減のための改修
- ・ 塩原温泉では、地熱エネルギーについて考える会を開催し、環境と調和し地域に貢献する再生可能エネルギーへの理解醸成





塩原温泉・板室温泉地区（那須塩原市） のゼロカーボンパーク登録（全国第3号）

※令和3年10月時点

2. ゼロカーボンパークに向けた那須塩原市の取組

② グリーンスローモビリティの活用

- 塩原温泉では、栃木県の事業によるグリーンスローモビリティを用いた自動運転バスの実証実験をもとに、CO₂を削減する新たな交通手段を検討



③ プラスチックごみ削減対策

- 塩原温泉では、地域関係者主体でレジ袋の紙製品化の取組を検討



3. 環境省における対応

- ✓ 現地の地方環境事務所の伴走支援や、ワークショップ開催等による計画策定支援、温泉供給設備の改修支援等により市の脱炭素化の取組を後押し



登録地域への支援等

※令和3年7月末時点の情報です

- 地方環境事務所※の伴走支援
(例) 各種予算事業の準備支援など
※国立公園管理事務所、管理官事務所、自然保護官事務所等を含む
- 環境省からの先行地域としての情報発信等
- 関係予算
 - ・エネルギー対策特別会計予算（ゼロカーボンシティ支援に活用）
 - ・自然公園等整備費 等

建築物の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業



【令和4年度要求額10,000百万円の内数（6,000百万円の内数）】 環境省

国立公園内利用施設等の脱炭素化に資する高効率設備、再生可能エネルギー等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①国立公園内の公園利用施設（宿舎事業施設等）等の脱炭素化を促進し、CO2排出量の大幅削減を目指す。
- ②国立公園をカーボンニュートラルのショーケース、サステナブルな観光地とすることを旨とする「ゼロカーボンパーク」の拡大と取組支援を目指す。

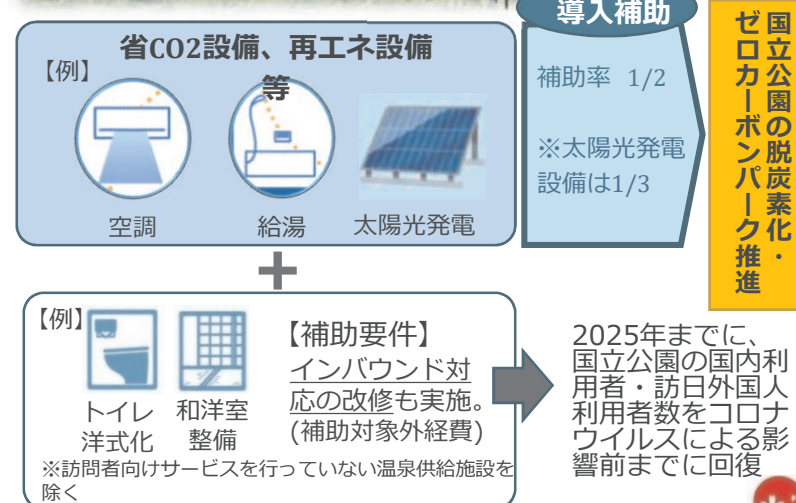
2. 事業内容

- (4) 国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業
- 国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアを「ゼロカーボン・パーク」として地方公共団体の登録を呼びかけ中。国立公園利用施設や温泉供給施設は自然条件が厳しい場所に多く立地し、景観等にも配慮しながら施設改修が必要。これら施設に対し、省CO2性能の高い設備への改修、再エネ利用設備等の導入に係る費用を支援。
- 補助対象者：国立公園事業者（宿舎事業者、休憩所事業者、博物展示施設事業者、案内所事業者等）、温泉供給事業者等
 - 補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で上記事業を営む施設、温泉供給施設 ※温泉供給施設は国立公園外を含む
 - 補助対象経費：空調等省CO2改修、高断熱化改修、再エネ（太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等）設備導入、EV充放電設備導入、温泉供給設備省CO2改修等（設備費等。費用対効果で上限あり。） ※太陽光発電設備導入の場合、EV充放電設備等導入に係る経費も支援。国立公園外施設には温泉供給設備の省CO2改修のみ支援。
 - 補助対象要件：インバウンド対応（補助対象外）、15%以上のCO2削減

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課 電話：03-5521-8278

環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室 電話：03-5521-8280



国立公園における脱炭素化（再掲）

- 我が国の国立公園：地域制を採用
 - 国立公園内で、様々な形で生活や事業活動の営み
 - 二酸化炭素の排出削減等には、地域、特に民間の取組が不可欠

- 国立公園の特徴
 - ・ 環境省が関係者と協働しながら管理
 - ・ 自然環境、自然資源に恵まれている観光地である 等
 - 利用者の印象に残る取組、アピールを行いやすい

利用者の共感も得られる形での国立公園の脱炭素化

- ・ 「保護と利用の好循環」を新たなステップに
- ・ コロナ後の国内外の観光客の受け入れに向けた取組にも

(参考資料)



ゼロカーボンパークの登録対象と条件

• 登録対象

国立公園が立地する市町村が、6つの条件を満たすものとして登録を希望した国立公園内のエリア（地域）

• 登録条件

（1）該当自治体がゼロカーボンシティ表明を行っている又はその予定である

<ゼロカーボンシティ>

2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを旨を首長自らが又は地方自治体として宣言、公表された地方自治体



(参考) ゼロカーボンパークとゼロカーボンシティの違い

<ゼロカーボンシティ>

- ・ 2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを
目指す旨を首長自らが又は地方自治体として宣言、公表
された地方自治体
- ・ 基本的に、排出削減に取り組む対象は当該地方自治体の
区域全体

<ゼロカーボンパーク>

- ・ 地方自治体のゼロカーボンシティ表明は登録条件の一つ
- ・ 先行して脱炭素化に取り組む国立公園内のエリア（地
域）について、当該地方自治体の脱炭素化等の取組状況、
計画等に基づき環境省で登録



ゼロカーボンパークの登録条件

登録条件（続き）	取組の例（※他のものでもよい）
<p>（2）適切な森林管理や自然環境の保全による<u>吸収量の確保</u>を図るとともに、自然環境の保全に配慮した形で、<u>需要側のカーボンニュートラルに向けた具体の取組</u>を行う予定がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジターセンターやホテル等の利用施設への自家消費型再エネ設備（太陽光・温泉熱）の導入 ・ 建築物の省エネ改修 ・ モビリティの脱炭素化 等
<p>（3）国立公園内のみならず、<u>周辺の観光エリアやアクセスを含め、エリア全体の脱炭素化を進めるもの</u>である</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用拠点間や最寄駅からの交通の脱炭素化 等
<p>（4）脱炭素以外にも<u>プラスチックゴミの削減など、サステナブルな観光地作りに資する取組</u>がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウォーターサーバーの設置 ・ プラスチック容器の削減 等



ゼロカーボンパークの登録条件

登録条件（続き）	取組の例（※他のものでもよい）
（５）脱炭素・脱プラスチックの取組を国立公園利用者に対して普及啓発するものである	・ 掲示や展示、web等での取組事例の紹介 等
（６）上記事項等を進めていくことについて、具体の目標又は計画・ビジョン等（可能な範囲で2050年までの年限）がある（既存の計画等へ位置づけることも可）。	—

<補足>

（６）の「既存の計画等」としては、地域での合意の下に作成された脱炭素化、サステイナブル・ツーリズム等に関する計画等で、各登録条件に対応する取組の実績、目標、予定等を記載しているものであれば可。

具体的な例：地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画、条例に基づく環境基本計画、登録を希望する地方自治体が作成に参加した国立公園の利用等に係る計画（例：国立公園ステップアッププログラム）等

国立公園利用施設における脱炭素の取組事例

EV・FCV駐車料金無料キャンペーン

- 電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）の普及を促進するため、自然公園財団、国民公園協会、関係地方公共団体等の協力により、令和3年4月より、10国立公園及び2国民公園の有料駐車場において、これらの車種の駐車料金の無料化を順次開始



<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/pick-up/zero-carbon-drive/>

ビジターセンター等の環境省直轄施設での取り組み

- 36箇所のビジターセンターへ太陽光パネルを設置。令和3年度より直轄施設の再エネ電力調達を推進。
- 環境省直轄ビジターセンターにおいて、本年4月から環境配慮型ではないペットボトルの販売を取り止めている。

ビジターセンターへの太陽光導入（支笏洞爺）



2021年4月～9月 各団体の主な取組


【アドベンチャートラベル・ワールドサミット(ATWS) 2021北海道】
9/20(月)～24(金) バーチャル開催！
※阿寒DMO～オンライン参加

■ AK-2、AK-3、AK-7 阿寒湖温泉
・ロストカムイ、カムイルミナ実施
・アイヌアートギャラリー本格オープン
(2021年6月～)
・チュウルイ島ツアー実施
(2021年10月～)
・E-BIKE～旅行商品の開発
(阿寒DMO：阿寒観光協会まちづくり
推進機構)
■ **カムイルミナ生態系影響調査実施**
(環境省)
■ AK-8 阿寒湖まりむ館
(観光案内所) (釧路市)
・外国語対応スタッフ配置



■ AK-5 滝口自然探勝路
・R3年度中全区間工事完了
予定 (環境省)
■ AK-4 阿寒湖畔EMC
・展示改修に向け最終調整中
(環境省)

■ KU-1
屈斜路湖
動力船規制
2021年10月
～ (環境省)

■ KU-2
屈斜路カルデラ外輪山トレイル
(美幌峠・津別峠・藻琴山)
・コース整備、モニターツアー実施

(美幌地区3町広域観光協議会)

■ KA-1 川湯温泉街
・**廃屋撤去に着手** (環境省)
(2棟目:旧川湯プリンス)



・廃屋撤去跡地活用に関
するサウンディング実施

■ MA-5
摩周湖外輪山
トレイル
・設計に着手
(環境省)

■ KA-7 川湯温泉川の魅力向上
・遊歩道の延長・整備
・川床清掃、ライトアップ、環境改善
(弟子屈町、川湯地域運営協会)
■ KA-5 摩周・屈斜路トレイル
・新規ルート検証、トレイルルート標識設
置 (弟子屈町)
■ KA-4 官民連携による誘客促進
・REVIC、弟子屈町、北海道、環境省
、北洋銀行、釧路信用金庫、北海道工
アポートによる連携協定締結

■ MA-3 裏摩周-神子の池
・ルート現地調査、看板設置
・倒木処理、草刈り
・ガイド付森林ウォーク、MTB
ツアー実施
(きよさと観光協会、清里町)

■ MA-1
裏摩周園地
2021年7月
裏摩周展望台
リニューアル

(環境省)

■ KA-7
川湯の森ナイトミュージアム
・**硫黄山ライトアップ**、
森の図鑑、**森のマルシェ**開催
(環境省、摩周湖観光協会)

■ KA-1 川湯温泉街DIY事業
(摩周湖観光協会)

■ ON-1 オンネトー
・オンネトー新休憩舎整備、12月
整備完了予定。(足寄町)



2022年度利用開始。

■ BA-4 阿寒摩周国立公園インナーブランディングの推進
・「自然の郷ものがたり」発行
～旧阿寒町、弟子屈町の全戸に配布 (環境省)

■ BA-6 アドベンチャートラベルの推進
・道東のAT向け自然ガイドブック
「Wild Hokkaido」発行 (環境省)